

奈良市と独立行政法人都市再生機構との包括連携に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び持続的成長に向けたまちづくりの取組を推進していくことにより、地域社会の発展に寄与することを目的に、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 既存ストックの活用と新たな土地利用の検討に係るまちづくりに関すること
- (2) 奈良市内への移住・定住促進に向けた取組に関すること
- (3) 郊外ニュータウンの活性化等に寄与するまちづくりに関すること
- (4) その他本協定の趣旨を実現するために必要なこと

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組を効果的に実施するため、必要な情報交換を行い、具体的な事業の内容や実施方法については、双方協議の上、別に定めるものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

（疑義）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ定める。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、書面をもって変更するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月20日

甲 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番地1号
奈良市
奈良市長

乙 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長